

令和8年度 都道府県単位保険料率 について



令和8年3月11日
全国健康保険協会静岡支部

1. 令和8年度都道府県単位保険料率についての厚生労働大臣認可

令和8年度の都道府県単位保険料率及び定款の変更については、令和8年1月29日開催の第140回全国健康保険協会運営委員会の議を経た後、令和8年2月20日付けで厚生労働大臣に対して、それぞれの変更に係る認可の申請を行いました。

今般、厚生労働大臣より令和8年2月24日付けで認可を受けました。

また、令和8年1月に開催された全国の支部評議会における議論を踏まえて、各支部長から理事長に対し、令和8年度都道府県単位保険料率の意見を提出しています。なお、この支部長意見は第140回運営委員会において、資料として提出されております。

2. 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見（全国の提出状況）

令和8年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

[] は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部 [47支部]

- 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部 42支部
[23支部]
 - ・引き上げとなる支部 (0支部中 0支部)
 - ・引き下げとなる支部 (40支部中 37支部)
 - ・変更がない支部 (7支部中 5支部)
- 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部 5支部
[24支部]
 - ・引き上げとなる支部 (0支部中 0支部)
 - ・引き下げとなる支部 (40支部中 3支部)
 - ・変更がない支部 (7支部中 2支部)
- 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部 0支部
[0支部]
 - ・引き上げとなる支部 (0支部中 0支部)
 - ・引き下げとなる支部 (40支部中 0支部)
 - ・変更がない支部 (7支部中 0支部)

意見の提出なし 0支部 [0支部]

※ 都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聞いた上で、意見を提出することができる。また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

3. 都道府県単位保険料率の変更についての静岡支部長の意見

支部名	支部長意見	評議会における意見
静岡	<p>令和8年度9.61%（令和7年度9.80%）</p> <p>1. 意見の要旨 静岡支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率の9.80%から0.19%ポイント引き下げ、9.61%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 平均保険料率に関する基本的な考え方である中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにするという協会の平均保険料率にかかる基本的な考え方を維持しつつ、現在の中小企業やそこで働く方々の厳しい経済状況及び国における全世代型社会保障制度の実現に向けた改革などを総合的に勘案した令和8年度の平均保険料率引き下げを含む静岡支部の保険料率については、評議会においても賛同を得られたところであり、この決定は妥当と考えます。</p> <p>しかしながら、評議員から次の2点について懸念が示されました。これらについては協会としてしっかりと取り組まなければならないと考えます。</p> <p>1点目は、今後協会財政がひっ迫した際の保険料率引き上げに関する考え方が整理されていないことについての懸念です。これについては、今後の保険料率や準備金のあり方の問題であり、協会としての考え方を整理し、支部評議会及び運営委員会での議論が必要であると考えます。</p> <p>2点目は、国庫補助率の今後の動向です。令和10年度までの間に、国庫補助率の見直しと合わせ、持続的な保険財政運営の観点から必要な検討が行われるとされており、協会として、今後の中長期的な保険財政を見据え、国の議論にしっかりとコミットしていく必要があります。</p>	<p>【評議会の意見】 静岡支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率の9.80%から0.19%ポイント引き下げ、9.61%とすることは、妥当である。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率見直しのための基準作りを進めるべきである。平均保険料率10%台から9%台への変更は人々に与えるインパクトが大きい。反対に9%台から10%台への変更もインパクトが大きい。今後協会の財政が悪化して保険料率を引き上げるようになった場合、批判が生じることが考えられる。そうした批判を回避するためにも基準を作っておくことが必要ではないか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主にとっても被保険者にとっても保険料率引き下げは負担軽減となるためありがたい。今回静岡支部ではインセンティブが付与されたが、インセンティブによる保険料率引き下げは大きい。今後も高順位を維持できるよう、PDCAを回しながら事業を進めてほしい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回保険料率を引き下げることにより国庫補助率を引き下げても問題ないという話が出てこないかが気がかりである。国庫補助率が引き下げにならないよう、保険料率の増減と国庫補助率の増減は別の問題だということを協会として主張していくべきではないか。

4. 都道府県単位保険料率

※令和8年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

北海道	10.28%	滋賀県	9.88%
青森県	9.85%	京都府	9.89%
岩手県	9.51%	大阪府	10.13%
宮城県	10.10%	兵庫県	10.12%
秋田県	10.01%	奈良県	9.91%
山形県	9.75%	和歌山県	10.06%
福島県	9.50%	鳥取県	9.86%
茨城県	9.52%	島根県	9.94%
栃木県	9.82%	岡山県	10.05%
群馬県	9.68%	広島県	9.78%
埼玉県	9.67%	山口県	10.15%
千葉県	9.73%	徳島県	10.24%
東京都	9.85%	香川県	10.02%
神奈川県	9.92%	愛媛県	9.98%
新潟県	9.21%	高知県	10.05%
富山県	9.59%	福岡県	10.11%
石川県	9.70%	佐賀県	10.55%
福井県	9.71%	長崎県	10.06%
山梨県	9.55%	熊本県	10.08%
長野県	9.63%	大分県	10.08%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.77%
静岡県	9.61%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.93%	沖縄県	9.44%
三重県	9.77%		

5. 保険料率に関する厚生労働大臣認可書（写）



厚生労働省発保0224第5号

全国健康保険協会
理事長 北川 博康殿

貴職から令和8年2月20日協発第260220-01号をもって申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第8項の規定に基づき認可し、また、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講じることについて、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第135条の2の3の規定により承認する。

令和8年2月24日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

